

医療費の未収金回収業務について

国立大学法人筑波大学附属病院における医療費について、適切に収めていただいている方と適切に収めていない方との公平性を確保することを目的として医療費未収金回収業務を平成28年4月1日から「弁護士法人館野法律事務所」に委託しました。

お支払いをされていない方には「弁護士法人館野法律事務所」からお支払についてのご案内をいたします。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、前委託先の「ニッテレ債権回収株式会社」から未払い残金とお振込のご案内のある方は引き続きお支払をお願いいたします。

【委託先】

名 称 弁護士法人館野法律事務所

所在地 東京都渋谷区渋谷 2-16-8

代表者名 館 野 完

業務開始 平成28年4月1日